

Title	手形引受と合衆国金融市場 (上)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.7 (1919. 7) ,p.833(31)- 845(43)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190701-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(23) 同上、九枚。

(24) 同上、五十四枚。

(25) 同上、六十四枚。

(26) 同上、六十九枚。

(27) 第九卷十一月號、并に第十卷三月號。

手形引受と合衆國金融市場(上)

堀江 歸一

一
人が銀行に就て、資金の融通を受くる方式は國の異なるに随つて、業務經營の狀態の同一ならざるが如く、其間に相違の大なるものあるを免かれず。合衆國に於て、従來人が銀行に資金の融通を仰がんとするや、自ら約束手形を振出すを常としたるが、歐洲諸國に於ては之と事例を異にし、普通に爲替手形の利用せらるゝ例の盛なるを見たり。爲替手形は貨物の賣却者たる甲が其購入者たる乙に宛て、丙に定額の貨幣を支拂うことを命令する書面たるに過ぎずと雖、乙が引受^{アクセプタンス}なる意義を表示する文字を手形の一面に記入し、署名並に日付を加ふるときは、此手形は乙の債務に歸し、満期日に其呈示を受くると共に、丙に對して支拂を爲す可きことを確認したるものと爲り、斯くて引受濟手形は歐洲諸國の銀行界に於て一般に利用せ

られ、殊に引受濟手形中、銀行業者手形なるものは歐洲諸銀行の所有する重要な資産の一科目を以て、目せらるゝの觀あり。引受濟手形の利用せらるゝもの盛なるの結果、或る人にして銀行より九十日の期日を以て、資金の融通を受くることを欲するときには、右期日の手形を振出す可く、而して此手形に對しては銀行と手形振出人との間に現に存在する約定に基き、銀行に於て引受に當る可く、引受銀行にして名聲の世間に顯著なるものならんか、斯る手形は即時に賣却せられて、振出人をして資金を調達するに、些の困難を感せしめざるを得べし。歐洲諸國の銀行が一銀行に宛て、振出されたる手形の引受に當り、取引先の爲めに、資金融通の便を謀るや、取引先の一般的信用に信賴するの常にして、此點に於ては合衆國の銀行が相當の信用ある人又は商會の單獨署名約束手形を割引する場合に於けると同様の危険の伴うを免かれず。茲に於てか歐洲諸國の銀行にして、取引先たる債務者の署名の外に、或る擔保物を徴して、以て取引の安全を謀らんとする場合なきに非ず。例へば輸入業者が倉庫に庫入れしたる貨物に就て資金の融通を受けんとする場合に、銀行は手形振出人に向つて、質入證券の提供を求め、其預托せられたる時

に於て、手形の引受を爲すが如き、取引の安全に資するもの大なるを得る所以なり。然るに合衆國に於て、廣く利用せらるゝ信用の形態は約束手形にして、而して約束手形のものたる、振出人の營業狀態に依つて、其信用程度に高低の別を生ずる一方に、振出人の營業狀態は全國に互る産業の趨勢に支配せらるゝもの少なしとせず。隨て合衆國の商業手形には統一したる品質なく、又畫一なる保證なく、其割引歩合の如き、債務者の狀況に依て、甚だしく變動せざれば已まず。是れ歐洲諸國の金融組織に於て、一の割引市場存立し、一定の標準に據れる割引歩合に従ひ、標準化せられたる引受濟商業手形の割引せらるゝに反し、合衆國に一の割引市場なく、單にノート、ブローカーなる者が手形の賣買に當るに止まる所以なり。既に割引市場の存立するものなしとすれば、銀行は如何に手元現金を必要とする場合に迫らるゝも、其所有する手形を處分するに容易ならず。固より今日の狀態に於て、約束手形の再割引は實際の必要に迫られて、行はるゝと雖も、其單獨記名の手形たり、信用の一般的性質を有せざる爲めに、種々の不便困難の伴うことを避くる能はざるなり。約束手形の弱點は其信用が一に振出人の狀態に基き、引受濟爲替手形に於

ける如く、畫一の標準の存せざるに在り。隨て銀行にして、再割引に付する爲めに、手形に裏書するものとすれば、之を再割引する貸出銀行は一に裏書銀行の資力に依頼するのみにして、手形の品質に就て考量する所なく、殆ど一個の融通手形に對すると異ならざるの趣あるが如し。

合衆國に於て從來國立銀行に手形の引受の許容せられざりしは、要するに裁判所の判決に據るものなり。蓋し國立銀行條例に於ては、此條例の下に組織せられたる銀行は約束手形、振出手形、爲替手形、其の他債務の證書の割引又は讓渡に依り、預金の受入に依り、爲替、正貨並に地金の賣買に依り、對人信用に對する貸出に依り、銀行業務を營むの權限を有する規定なるが、後年加利福尼銀行對ケンネヂキの訴訟に對する高等法院の判決に於て、國立銀行は公然許容せられたる營業科目以外に、營業する能はざると明瞭と爲り、更に其後の判決に於て、國立銀行は其信用を貸する可からず、又第三者の利益の爲に、引受又は保證を爲す可からざるに至れり。國立銀行條例に此種規定の明瞭なるものありて、銀行の手形引受を許容せざる以上は、多年合衆國に引受濟爲替手形の行はれざりしもの亦偶然に非ず。之に反し

て歐洲諸國には爲替手形一般に行はれ、銀行之を引受くるが故に、手形支拂の危険は銀行は於て之を負ひ、隨て手形の信用は振出人よりは寧ろ銀行其もの、地位に依て定まり、銀行の存在の明なる市場に於ては同一程度の信用を保持するに至る可し。然らば合衆國に引受手形なく、又割引市場なき爲に、同國の經濟社會は果して如何なる不利の影響を蒙るや。第一内國に於ける關係に就て云はんか、割引市場の存在せざる結果、合衆國商工業者の多數は其手形の割引を地方銀行に託するか、又は手形をノート、ブローカーに賣却し、纔に自國の資本を融通するに止まり、外國に如何に低廉なる利子を以て利用せらるゝ資本ありとするも、之を利用する能はず。第二對外取引の關係より云はんか、合衆國の輸入業者は外國同業者が爲すが如き有利なる基礎に於て、外國より買入るゝ物資に對する金融の便を收むる能はず。例へば英吉利の紡績業者が合衆國に於て棉花を買入るゝや、自己の取引銀行をして合衆國棉花商の振出したる手形を引受けしむる約定を爲す可し。隨て右の如き棉花取引の行はるゝや、棉花商は英國銀行に宛てゝ手形を振出し、之を紐育の銀行に賣却して、直に棉花代金を領收す可く、一方に紐育銀行は右の手形を倫

敦の代理店に送付し、代理店は振宛銀行に之を呈示して、其引受を求め、引受濟手形として倫敦市場に於て適當の歩合を以て、資金融通の目的物たるを得べきなり。然るに期る金融上の便宜の備はらざる合衆國に於ては、輸入業者は第一約束手形を振出して、資金を融通し、之を外國輸出業者に送付するか、第二外國輸出業者をして自己に宛て、手形を振出さしめ、銀行に託して、之を取立てしむるか、二法の一に出づるの外なく、其孰れを以てするも、當事者に費用を負擔せしめざるを得ず。更に之を銀行の利害より考ふるに、引受の禁止は銀行業に有害なる影響を及ぼさざれば已まず。蓋し銀行は取引先に資金を融通して、尙ほ若干の餘裕ある場合に、之を利用するに如何なる方法を以てす可きや、手形引受の如き、最も有利の方法なるに拘はらず、合衆國の銀行は之を爲す能はざるが故に、勢右の如き餘裕に屬する資金は之を準備金保有銀行に預託して、低歩の利子に安んずるか、有價證券を買入れて、證券市場の變動に伴う危険に當るか、然らずんば商業手形を買入るゝか、其一を選ばざるを得ず。商業手形の買入は諸種の手段中、最も可なるが如しと雖も、尙ほ銀行が此買入を爲すや、一にノート、ブローカーの意嚮に左右せらるゝのみならず、

一定の期間銀行の資金を固定するの弊なきを得ざるなり。

更に之を全國金融の中心市場たる紐育市に存在する銀行の立脚地より觀察するに、内國諸地方に於ける銀行の準備金が紐育に集中しつゝあるは、疑う可からざる事實なり。故に紐育市の諸銀行は資産の一部を流動的狀態に置くの必要なるや、論を俟たず。現に同様の地位に居る倫敦市の諸銀行が第一流銀行の引受あり、且つ眞正の商業取引を代表する爲替手形に資金を放下する所以にして、斯る手形の買入が有價證券の所有に勝るもの多きは、明白の事實なるに紐育に於ては、斯る手形の存在するものなきを以て、銀行は勢株式取引所に對する當座貸付金に重きを置かざるを得ず。而して斯る貸付金と雖も、之を借入れんとする者に限りある爲めに、銀行間の競争劇烈と爲るや、意外なる程度に金利の低落を來して、投機を刺戟するに至る可く、且つ割引市場を有する國に於て、金利歩合の確實なると異なり、紐育の如き金利に亂高下を生ぜざるを得ず。今、銀行に對して手形の引受にして許容せられんか、銀行の資金殊に遊金は専ら商業手形に放下せられ、取引所に對する貸出の如き、寧ろ之に従屬するに至る可く、銀行營業資金の運用せらるゝ範圍の

擴張せらるゝは、銀行に對しては勿論一般商業に對して、有利なるを得るの道理なり。

二

固より手形の引受が銀行の營業科目として許容せらるゝ場合に於ても、銀行の營業を堅實ならしむる爲めには、引受到對して種々の制限を加へらる可きや、論を俟たず。就中重要な制限は手形が商業上の取引より生じたるものなること、是れなり。貨物の賣却者が其購入者に宛て、振出したる爲替手形に於ては、約束手形に於けるよりも、其眞實の取引に基ひて、振出されたるものなるや否やを知るの容易なるものあり。而して眞實の取引に基ひて、振出されたる以上は、過度に振出さるゝの危険伴はざるものとす。之に次いで必要なるは手形の期限四個月以内にして、且つ適當の保證を有すること、一銀行の引受くる手形は資本金積立金の半額を超過せざることを諸點なり。

合衆國に於て引受手形の存在せざる爲めに、金融市場に於て金利歩合の標準たるものが株式取引所に對する當座貸付歩合にして、歐洲諸國の市場に於けるが如く、手形の割引歩合に非ざること、曩に之を一言したり。一國金利歩合の標準として、割引歩合が當座貸付歩合よりも正確なるは論を俟たず。蓋し割引歩合の高低は商業取引に基く手形の需要供給に依て定まり、例へば商業活潑なる時には、手形の供給多く、銀行の貸出資金を吸収す可く、此資金の乏しきに至るに従ひ、銀行は利率を引上ぐるに非ざれば、割引の請求に應せざるに反し、商業沈衰し、銀行に就き手形の引受到依て、融通を求むる者減少するときは、市場に於ける手形の現在高減少し、其買入に對する競争旺盛と爲るを以て、勢割引歩合の低落を免かれず。低廉なる歩合は事業を奨励し、其騰貴は事業に對する自然の抑壓と爲り、調節の宜しきを收むるに至る可し。然るに紐育市場に行はるゝ當座貸付歩合は商業上の狀況に對して、單に間接の關係を有するのみ、其日々變動するは、主として有價證券に對する投機的又は放資上の需要に依り、其低歩なるは商業の好景を刺戟するよりも、寧ろ有價證券に於ける投機取引を助長するに過ぎず。殊に兩種の金利歩合を比較して、大なる相違とす可きは、歐洲に於ける割引歩合が比較的確實にして、銀行準備金の減少したる場合に、五厘又は其以下の引上を見るに反し、當座貸付歩合の變

動甚だ急にして、時に一割の騰貴を示し、金融の逼促に臨むや、二割以上の上進を示すことの稀ならざる事實なり。思ふに歐洲に於て割引歩合の比較的確實なるに就ては二個の理由の存するものあり。第一商業の漸を遂うて、膨脹し、又收縮する如く、商業手形も亦徐々に増減し、資金に對する需要に伸縮を來すこと、第二大なる割引市場を有する諸國の間に於ける資金の移動の自由なることの如き、即ち其理由の重なるものと認めざる可からず。而して一方に合衆國に於て金利歩合の不確實なるに就ても、亦二個の原因の存するものあり。第一株式に關する投機的取引を行ふの目的を以て、人が資金を需要するや、其増減に殆ど一定の規律なく、之を需要する場合に、其勢の極めて急なる一方に、投機的取引に依て生ずる利益の大なる人をして資金融通に對して負擔する金利歩合の高下の如きを問はざらしむるを以て、斯る資金の需要を抑制するには、當座貸付歩合に急劇過大なる引上の行はるゝを必要とす可く、第二合衆國に於て、諸外國に行はるゝ割引歩合の平準點を超越する程度に當然貸付歩合が上進するも、爲めに歐洲より直接に資金を吸收するの用を爲す能はず、寧ろ當座貸付歩合の高きに隨ひ、歐洲諸國の銀行業者は紐育に

資金を貸出すに躊躇す可し。蓋し銀行引受の手形なければ割引市場なく割引市場なき以上は、外國諸銀行は資金を放下するに適當なる目的物を見出す能はざるを以て、自ら之を、辭するに至る可きなり。

歐洲諸國の金融市場には所謂市場利率并に銀行利率なる二種の金利歩合あり、前者は諸銀行其他の放資者が公開市場に於て互に競争して商業手形を買入るゝ歩合なるに反し、後者は中央銀行の決定する割引歩合なり。市場利率は銀行の取引する手形の種類に依て、相違し、又手形と資金との需給關係に依て、異なるものありと雖も、銀行利率は市場利率に比較するときは、確實にして、且つ畫一なるを常とす。合衆國に於て従來の國立銀行制度を改革すると同時に、完全なる割引市場を設立せんとするには、歐洲諸國の銀行利率に代る可き或る利率ありて、市場利率を左右し、統制するの必要あるは勿論にして、如何なる機關を設立して、此利率を決定せしむるを至當とするや、聯邦準備金法制定に至るまで、多年の問題に屬したり。而して如何なる方法に依り、又如何なる機關の下に、銀行利率に相當する金利歩合の決定せらるゝを問はず、之に對して必ず市場利率に相當するものあり、而して此利

率は手形の種類に依り、市場の狀況に依て、常に變動するを免かれず。歐洲諸國に於ては、市場利率は概して銀行利率よりも低廉なる歩合に居るものとす。故に一般の割引は専ら公開市場に於て行はれ、中央銀行の他銀行に對する再割引は諸銀行の現金を必要とする場合に限らるゝものなり。而して或る場合に市場利率が銀行利率の上に出づることあらんか、中央銀行は自行に集まり來る手形割引の請求を抑制する爲めに銀行利率を引上げざるを得ず。

唯合衆國に於て、歐洲諸國に於ける割引歩合に類似する利率を定むるに當り、大に注意を要するものあり。蓋し從來合衆國に於ては、國の諸方面を觀察して、金利歩合に相違の存する事實を示したり。新銀行制度の成立したる曉に、準備金保有銀行は能く全國を通じて畫一なる割引歩合を維持するを得るや否や、將た又此利率は常に市場利率より低廉なるを得るや否や、共に疑問とせざる可からず。思ふに從來合衆國の諸地方を通じて金利歩合に著しき懸隔の存せる原因は全國に資金を分配する適當の機關を缺き、又西部南部諸州に於ては銀行が相當の營業資金を有せず、一方に東部の諸銀行より之を供給す可き聯絡の存せざるの事實に外な

らず。故に新銀行制度を樹立するに當つては、一方に手形引受制度に依て、手形を標準化し、此手形の何時に於ても割引せらる可き國民的市場を設立し、他の一方に總ての銀行をして營業資金に餘裕あるときは、之を市場に齎して、手形割引の供せしめざる可からず。